

登録講習機関等の更新について

無人航空機安全課
2026.1.20

登録講習機関等の更新について

登録講習機関/登録更新講習機関の更新

- 登録講習機関等の登録の有効期間は、**3年間**です。
- 有効期間の満了後も引き続き登録講習機関等として無人航空機講習事務を行うためには、**期限満了前に「更新」の手続きを完了する必要がある**ので、ご注意ください。（手続きの「申請」ではなく、手続きを「完了」させる必要がある点にご留意ください）
- 申請内容の審査には一定の時間を要します。有効期間満了日の**3ヶ月前までに**更新手続きを開始して頂きますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 更新の手続き方法や必要書類等については、次項以降をご参照ください。
※なお、**有効期限が切れた後の申請は、更新ではなく「新規」の申請となり、登録免許税の納付が再度必要となる等、手続きが異なりますのでご注意ください。**

手続き方法

- 基本的には、登録講習機関等の新規の申請と同様のフローです。
- 必要書類をPDFで電子メールにて国土交通省航空局へご提出頂くとともに、DIPS（ドローン情報基盤システム）にて更新申請をしてください。**
- 手続きの詳細については、次ページ以降と、「登録講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」「登録更新講習機関の登録等の事務処理に関するガイドライン」をご確認ください。

更新手続き方法の詳細①

必要書類の国土交通省航空局への提出

○登録講習機関等の更新に関して、提出頂く書類は以下となります。

- ①定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前1年以内に作成されたものに限る。）
- ②登記事項証明書に記載がある役員全ての氏名、住所及び経歴を記載した書類
(提出の日前1年以内に作成されたものに限る。)
- ③施設及び設備の概要書（様式2）
- ④講師の条件への適合宣誓書（様式3）等
- ⑤講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別（様式4）及びそれらを証する書類（様式5）
- ⑥登録申請者の役員が法第132条の70第2項の規定に該当しないことを説明した書類（様式6）
- ⑦修了審査用無人航空機の仕様要件又は機体認証書等
- ⑧修了審査用空域図または実地講習用空域図
- ⑨組織図

※詳細については「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001977738.pdf>)

「登録更新講習機関の登録等に関する取扱要領」(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001977740.pdf>)
をご確認ください。

○提出先や件名等は以下のとおりです。

- ・ 提出先メールアドレス : info@mlit-drone.com
- ・ 件名 : 【資料送付】登録（更新） 講習機関の更新申請に係る手続_登録（更新） 講習機関名
- ・ 送付先 : 国土交通省 航空局 無人航空機登録（更新） 講習機関等審査事務局

更新手続き方法の詳細②

DIPSによる更新申請

登録講習機関または、登録更新講習機関の更新申請をドローン情報基盤システムで行います。

登録講習機関／登録更新講習機関の更新申請を開始

Step1: ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2: 登録講習機関／登録更新講習機関の有効期限の更新画面に進む

メインメニューで「有効期限の更新」のボタンを選択します。

Step3: 本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

Step4: 申請者情報を入力する

登録講習機関／登録更新講習機関の申請者の情報を入力します。

Step5: 登録講習機関情報／登録更新講習機関情報を入力する

登録講習機関／登録更新講習機関の情報を入力します。

Step6: 申請情報を確認する

入力した情報を確認して更新申請を行います。

Step7: 到達確認をする

登録講習機関／登録更新講習機関の更新申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

更新申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※更新申請は、「登録取消中」の状態の場合、申請できません。

※更新申請はいつでも実施可能です。

ただし、更新後の有効期間について、更新申請されるタイミングによって以下の差があります。

- ・有効期間満了日前1ヶ月の間に更新申請された場合、元の有効期間満了日の翌日から3年間となります。
- ・有効期間満了日1ヶ月前よりも更に前のタイミングで更新申請した場合、その更新申請が完了してから3年の有効期間となります。

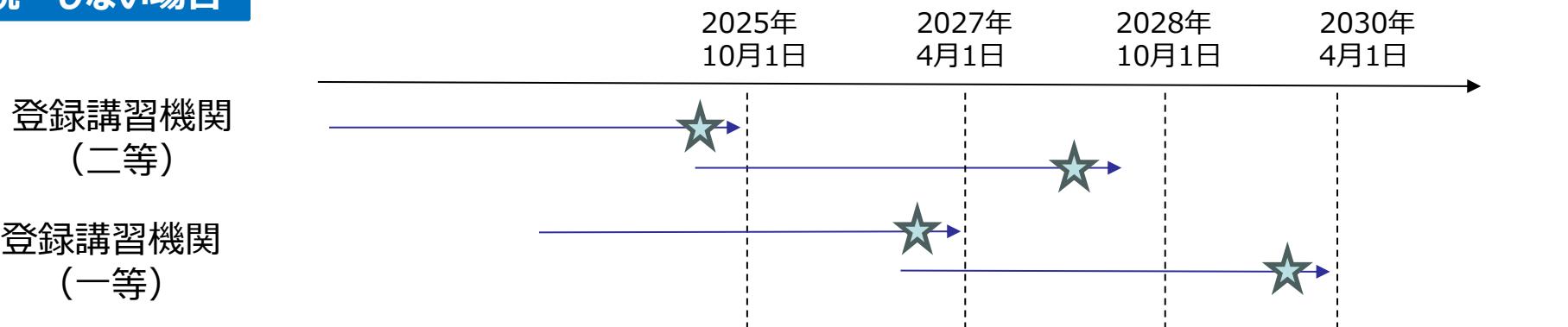
・なお、審査には一定のお時間を頂く都合上、有効期間満了日前1ヶ月の間に申請をされた場合において、有効期間満了日までの審査完了は確約できません。更新申請は余裕を持って、期間満了日のおおよそ3ヶ月前を目処に実施いただきますよう、ご協力をお願いします。

【参考】有効期間の統一について

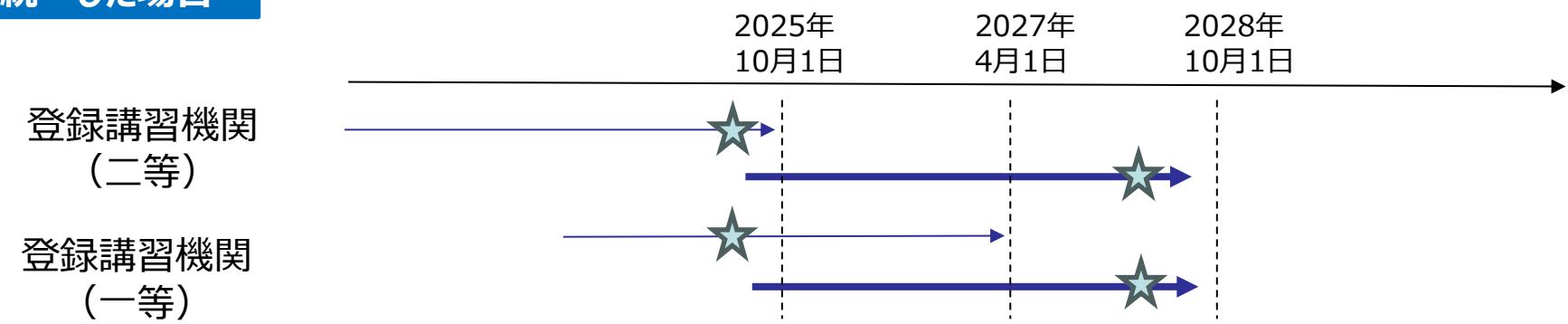
複数の資格（一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士）に関する講習事務を行っている登録講習機関におかれましては、有効期間を統一して管理を容易にする等の観点から、まとめて更新することもご検討ください。有効期間を統一することで、更新漏れの防止や書類準備の頻度の減少などにもつながります。

【例】二等の講習機関（有効期間：2022年10月1日～2025年9月30日）
一等の講習機関（有効期間：2024年4月1日～2027年3月31日）の双方を運営している場合

統一しない場合



統一した場合



N O	大項目	中項目	質問	回答
1	更新について	全般	登録講習機関において、一等、二等それぞれ登録しているが、二等の登録後、一等を登録したため、登録時期が異なっている。一等、二等同時に更新してもよろしいでしょうか？	登録時期が異なっている場合においても、同時に更新することは可能です。
2	更新について	全般	書類の提出資料はいつまでに実施する必要がありますでしょうか？	登録有効期限の3ヶ月前までに、DIPSからの申請および必要書類の提出をお願いいたします。
3	更新について	全般	登録有効期間内に更新ができなかった場合、どうなりますか？	登録が失効します。 この場合、新たに登録を受ける際は、「新規」として登録手続きを行っていたく必要があり、登録免除税の納付が必要となるため、ご注意ください。
4	更新について	DIPS関連	DIPSの申請方法はどのように実施すればよいでしょうか？	以下のマニュアルを参照ください。 ○手続きについては、ドローン情報基盤システムの使い方 https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/contents/organic/manual.html ○登録講習機関・登録更新講習機関の更新申請方法 https://www.uapc.dips.mlit.go.jp/contents/organic/preview/05.DIPS-Manual_RTI_Renewal-Of-Registration.pdf
5	更新について	提出資料	更新申請にあたり、事務規程の提出は必要でしょうか？	更新申請手続きにおいて、事務規程の提出は不要です。 なお、事務規程の内容に変更が生じる場合は、更新申請時期にかかわらず、届出する必要があります。
6	更新について	監査関連	3回目の監査が終わっていませんが、更新申請の手続きは実施可能でしょうか？	可能です。なお、更新後の1回目の監査における対象期間は、前回の計画的監査にて確認を受けた最後の講習事務の実施日の翌日から、当該計画的監査にて確認する最後の講習事務の実施日までとなります。
7	更新について	通知方法	更新に関して、期限前の通知等はありますか？	DIPSに登録されているメールアドレス宛に、更新に関するメールが配信されます。
8	更新について	手数料等	更新において、登録免許税を支払う必要はありますか？	不要です。 ただし、更新しなかった場合は登録が失効するため、その後、改めて登録を受ける場合には、再度登録免許税の納付が必要です。